

健康増進法の一部を改正する法律について(受動喫煙)

基本的考え方

望まない受動喫煙の防止を図るため、屋内において、受動喫煙にさらされることのないようにする。

第1 「望まない受動喫煙」をなくす

第2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

第3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

法整備の概要

| 施設 | 禁煙の状況 | 要件 |
|--|---------|---|
| 第一種 病院、学校 児童福祉施設等 行政機関 | 原則敷地内禁煙 | 屋外に必要な措置がとられた場所において喫煙場所の設置可 |
| 第二種 上記以外の施設(事務所、 飲食店、ホテル等) (経過措置) 既存の小規模の飲食店 | 原則屋内禁煙 | 喫煙専用室の設置可(標識の掲示義務) 加熱式たばこ専用の喫煙室(※経過措置) 経過措置として、喫煙可とできる (喫煙可とする場合は届出、標識の掲示義務) |

- ・私的な空間は適用除外(住宅、旅館・ホテルの客室等)
- ・20歳未満(客・従業員)の喫煙専用室への立入禁止
- ・東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行

今後のスケジュール

| | H.30年度(2018年度) 7月 2月22日 | H.31年度(2019年度) 4月 7月1日 | H.32年度(2020年度) 4月 7月 |
|----------|----------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 厚生労働省 | 法律公布 公布 政省令 | 一部施行 | 全面施行 |
| 施設の管理権原者 | 第一種施設敷地内禁煙等の準備 | 第二種施設について、喫煙室の設置等の準備 | 喫煙室の掲示・届出等 |
| 県保健所設置市 | 周知・啓発 | 周知啓発、説明会、相談対応 | 指導、勧告、命令、罰則 |

施設の区分について(2/22現在,健康増進法の一部を改正する法律)

資料6

1. 第一種施設(2019年7月1日~施行)

| | |
|-------|---|
| 定義 | 多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために仕様する施設に限る)。 |
| 該当施設例 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校(専ら大学院の用途に供する施設を除く)、大学校、専門学校等養成所 ○病院、診療所、助産所 ○薬局 ○介護老人保健施設、介護医療院 ○難病相談支援センター ○施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所) ○障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業等の用に供する施設 ○母子保健包括支援センター ○認定こども園 ○少年院及び少年鑑別所 <p>※詳細は通知P.3~</p> <p>○行政機関の庁舎(政策や制度の企画立案業務が行われている施設) ⇒具体的には [中央官庁庁舎、都道府県・市町村庁舎、国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設]</p> |
| 必要な対策 | <p>敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所の設置可)</p> <p><特定屋外喫煙場所の設置基準></p> <ol style="list-style-type: none"> ①喫煙をすることができる場所が区画されていること ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること |

2. 第二種施設(2020年4月1日~施行)

| | |
|-------|---|
| 定義 | 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設 |
| 必要な対策 | <p><喫煙目的施設とは></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆喫煙所 ・喫煙を主たる目的とするバー、スナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 <p>原則屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室の設置可)</p> <p>○屋内禁煙 or ○喫煙専用室設置 or ○加熱式たばこ専用の喫煙室設置</p> <p>喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室を設置するときは、施設出入口及び当該場所出入口に標識を掲示 20歳未満の者は立ち入り禁止(従業員であっても不可)</p> <p>○飲食店のうち、「既存特定飲食提供施設」は喫煙可能室の設置可(経過措置)。 ⇒届出、標識の掲示</p> |

健康増進法の改正概要

（2018年7月25日公布、一部を除き2020年4月1日施行）

1. 国及び地方公共団体の責務等
国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

(1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。

A. **学校・病院・児童福祉施設等、行政機関**……**敷地内禁煙（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。）**（施行日：2019年7月1日）

B. A以外の事務所、飲食店等……**原則屋内禁煙**（施行日：2020年4月1日）

県としての対応

・健康増進法改正（全面施行2020年4月）に向けての受動喫煙防止対策について、県民、事業所等に対し、周知啓発を行う
・受動喫煙防止対策に係る県民、事業所等からの相談支援体制の整備を行う。

具体的な取組

受動喫煙防止対策普及啓発事業

■各種ツールを利用した周知・普及啓発

- 事業所等向け
 - ・関係団体の広報や既存会議等を通じ改正内容の周知
 - ・飲食店、旅館ホテル、美容業等の生活衛生業関係機関や労働局等と連携した事業所への説明会開催
- 県民向け
 - ・保健所、市町村のほか、医師会、薬剤師会等を通じて周知啓発
 - ・県の広報紙やHP、市町村広報等による情報発信

新

受動喫煙防止対策相談支援事業

■相談窓口の設置（各保健所）

- 各保健所に相談窓口を設置
県民及び事業所等に対して法の趣旨や各施設で必要となる具体的対策等について個別相談支援を実施

■計測機器等による現地確認（各保健所）

- 飲食店、事業所等からの相談支援として、粉塵計、風速計、一酸化炭素計の計測機器を用いて現地確認
 - 環境基準を満たす対策を講じることができるよう指導・助言
- #### ■義務違反時の対応

- 通報を受けて、保健所指導員が現地確認・指導を実施
違反の内容に応じて警告・命令等を実施

<対象> 2019年7月1日～：第一種施設
（病院、学校、児童福祉施設等、行政機関、その他）
2020年4月1日～：全ての施設